

消費税が変わります

新たに課税事業者となる方へ

平成15年4月
税務署

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることとなっています。

このリーフレットでは、主な改正点を中心とした基本的な事項を説明しています。改正内容に関するご理解と正しい申告・届出などのための参考として活用してください。

1 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

- 1 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

.....【基準期間とは？】.....

基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいいます。

したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月決算分の基準期間は平成15年3月決算分となります。

.....【課税売上高とは？】.....

消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税の額を除きます。）と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げに係る売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（消費税及び地方消費税の額を除きます。）の合計額を控除した残額をいいます。

なお、免税事業者には消費税が課税されませんから、基準期間が免税事業者であった場合の売上金額は、税抜き処理を行わないこととなります。

（注）課税売上げには、棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料などのほか、機械の賃貸収入や棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

- 2 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間（個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで）において納稅義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度の基準期間における課税売上高を計算する場合において、次のすべての要件を満たす場合には、平成15年10月1日から平成15年12月31までの期間の課税売上高を4倍した金額を基準期間における課税売上高とすることができます。
- ① 基準期間の初日が平成15年4月1日前であること
 - ② 基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があること

2 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

.....【簡易課税制度とは？】.....

簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第一種事業（卸売業） 90%、第二種事業（小売業） 80%、第三種事業（製造業等） 70%、第四種事業（その他の事業） 60%、第五種事業（サービス業等） 50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算することなく、課税売上高のみから納付する消費税額を計算することができます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

- 1 その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日（事業を開始した課税期間等であればその課税期間中）までに所轄税務署長に「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出する必要があります。

なお、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間（個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで）において納稅義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

- 2 簡易課税制度の適用を受けない場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

〔帳簿の記載事項〕

課税仕入れ	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、 ③課税仕入れの内容、④課税仕入れの対価の額 (注) 再生資源卸売業者等不特定多数の者から課税仕入れを行う事業 に係る課税仕入れについては①を省略できます。
課税貨物	①引取年月日、②課税貨物の内容、③課税貨物の引取りに係る消費税 額及び地方消費税額又はその合計額

【具体的な帳簿の記載方法は?】

具体的な帳簿の記載方法としては、請求書等に記載されている個々の商品等について、帳簿にそのまま詳細に記載することまで求めているのではなく、法令で定める事項を記載するに当たっては、事業者の事務負担を極力増加させないことを基本方針としています。

- ① 請求書等の記載内容を帳簿に記載するに当たっては、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、商品の一般的な総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。
- ② 一取引で複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れであるときは、商品の一般的な総称でまとめて「○○等」、「○○ほか」のように記載することで差し支えありません。
- ③ 同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合でも、その一定期間分の請求書等に一回毎の取引の明細が添付されているときには、課税商品と非課税商品がある場合を除いて、帳簿の記載に当たり、課税仕入れの年月日を、例えば「○月分」というようにその一定期間の記載とし、取引金額もその請求書等の合計額による記載で差し支えありません。
- ④ 帳簿に記載すべき氏名又は名称は、フルネームで記載するのが原則ですが、課税仕入れの相手方について正式な氏名又は名称及びそれらの略称が記載されている取引先名簿が備え付けられていること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、略称による氏名又は名称の記載であっても差し支えありません。

また、屋号等による記載でも、電話番号が明らかであること等により課税仕入れの相手方が特定できる場合には、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

- 3 簡易課税制度の適用を受けた事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

3 課税期間の特例（課税期間の短縮）が改正されます。

新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度から適用されます。

4 中間申告の申告・納付回数が改正されます。

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が4,800万円を超える場合には、年11回（1月ごと）の中間申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

5 総額表示が義務付けられます。

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

【ポイント】

1 総額表示とは、例えば、次に掲げるような表示をいい、消費税額を含む支払総額が表示されていれば、併せて「消費税額」や「税抜価格」を表示しても差し支えありません。

- 10,290円
- 10,290円（税込）
- 10,290円（本体価格9,800円）
- 10,290円（うち消費税等490円）
- 10,290円（本体価格9,800円、消費税等490円）

（注）価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

2 対象となる価格表示は、商品本体による表示（商品に添付又は貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示義務の対象になります。

なお、口頭による価格の提示は、総額表示義務の対象にはなりません。

また、価格が表示される場面としては、商品等の選択時（値札等）と代金の決済時（レシート等）がありますが、総額表示義務の対象となるのは、商品等の選択時の価格表示です。

3 総額表示義務の対象となるのは、あらかじめ取引価格を表示する場合であり、価格表示がされていない場合についてまで、価格の表示を義務付けるものではありません。

消費税についての一般的な事柄につきましては「消費税のあらまし」及び「消費税の仕組みと手続」をご覧ください。また、お分りにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。



この社会あなたの税がいきている